

## 「JAえひめ中央教育ローンオリコ型」商品概要説明書

(令和元年9月2日現在)

商品名	JA えひめ中央教育ローンオリコ型
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 就学されるご子弟の教育にかかる1年以内に必要な資金で以下に該当するものとします。</li> <li>①受験のための費用（交通費、宿泊費、出願料、受験料）</li> <li>②学校納付金（入学金、施設・設備費、寄付金、学校債、授業料、実習・実験費）</li> <li>③教科書代等の学校教材費</li> <li>④留学費用</li> <li>⑤公的資格取得費</li> <li>⑥敷金・礼金（入学時）および家賃</li> <li>⑦生活仕送り金（最大1年分60万円まで）</li> <li>⑧他金融機関からの教育資金借入の借換資金</li> </ul>
ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>● JA地区内に居住またはお勤めの方で、JAの組合員の方。</li> <li>※ 現在組合員でない方でも、当JA所定の出資金をお預けいただけますと、組合員となることができます。</li> <li>● お借入時の満年齢が20歳以上65歳以下の方。</li> <li>● 前年税込年収が150万円以上で安定継続した収入がある方。 ※自営業者の方は収入から必要経費を差し引いた「前年税引前所得」とします。</li> <li>● 勤続（または営業年数は2年以上）年数が1年以上の方。 ・給与所得者および年金受給者の方はこの限りではありません。</li> <li>● 教育施設（国民生活金融公庫「国の教育ローン」の対象校に準じます。ただし、外国の教育施設の場合は、JAから振込可能な場合に限定した取扱いとします。）に就学予定または就学中のご子弟のいる方。</li> <li>● 自己住宅（ご家族名義を含む）または借家等生活の本拠が定まっており、原則として、JA地区内に1年以上居住している方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること）。</li> <li>● 当JAが指定する保証機関（株）オリエントコーポレーションの保証が受けられる方。</li> <li>● その他当JAが定める条件を満たしている方。</li> </ul>
お借入れ額	10万円以上500万円以内（1万円単位） ※ただし1年以内に必要な所要資金の範囲内とします。
お借入れ期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 11年6ヶ月以内（据置期間を含む）とします。</li> <li>※ ただし据置期間は、在学期間+6ヶ月の範囲内とします。</li> <li>● 借換資金の場合は借換対象の教育ローンの残存期間内とします。</li> </ul>
お借入れ利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 【固定金利型】 当初のお借入利率を完済時まで適用します。 ※ 貸出金利にはオリエントコーポレーションの保証料率含まれます。 ※ 金利は、当JAの各取扱い店舗へお問合せ下さい</li> </ul>
ご返済方法	●元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え6ヶ月ごとの特定月に増額して返済する）のいずれかをご選択いただけます。
担保	●担保は不要です。
保証人	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当JAが指定する保証機関（株）オリエントコーポレーションの保証をご利用頂きます。</li> <li>● 配偶者方等の収入を合算した場合は、連帯保証人とさせていただきます。</li> </ul> <p>※審査により（株）オリエントコーポレーションまたは当JAが必要と認めた場合は、連帯保証人をお願いすることがあります。</p>
保証料	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ご融資利率に含まれます。 保証料率は（株）オリエントコーポレーション所定の保証料率（0.95～1.60%）で（株）オリエントコーポレーションの審査によります。</li> </ul>
団体信用生命 共済	●団体信用生命共済へのご加入は不要です。
手数料	●事務取扱手数料は不要です。
苦情処理措置 および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融部（電話：089-943-8731）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</li> <li>●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）</li> </ul>

その他

- お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によつては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAのローン相談窓口までお問い合わせください。

